

障害者(児)の各手当制度のご紹介

～特別児童扶養手当～

「特別児童扶養手当」は、精神または身体に一定程度の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に対して支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や児童福祉等に入所している児童などは対象となりません。

◆支給額（月額）

障害等級1級 51,700円

障害等級2級 34,430円

◆支給期日

毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分まで支給されます。

～障害児福祉手当・特別障害者手当～

「障害児福祉手当」は、精神または身体に重度の障害を有するために日常生活において常時介護を要する20歳未満の児童に対して支給される手当です。

「特別障害者手当」は、精神または身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別な介護を要する20歳以上の方に対し支給される手当です。

◆支給額（月額）

障害児福祉手当 14,650円

特別障害者手当 26,940円

◆支給期日

毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。

※受給者もしくはその配偶者または、扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当では支給されません。

※各手当を受給するためには、認定請求書を提出する必要があるため、受給資格があっても請求をしないと支給されません。なお、請求に必要な添付書類は各ご家庭の状況などにより異なりますので、詳細は、豊浦町総合保健福祉施設やまびこ内の保険福祉係（☎83-2408）へお問い合わせください。

成年後見研修会・市民後見人養成講座 事前説明会

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力の不十分な方の権利を守るため、地域の住民が身上の保護や財産管理などの後見業務を行う「市民後見人」の養成を進めています。

このため、成年後見制度についての研修や市民後見人養成の趣旨や内容を説明するための事前説明会を開催します。

日時 6月22日（金）午後1時30分～3時30分

会場 登別市民会館 大会議室

内容 成年後見制度について ～制度内容と市民後見人の活動～

市民後見人養成講座の受講について（講座内容・受講要件等） など

対象者 室蘭市・登別市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町にお住まいで75歳未満の方

成年後見人として活動を希望したい方、関心のある方 など

申込期限 6月13日（水）

申込・問合せ 室蘭成年後見支援センター [西いぶり2市3町]（☎0143-83-5062）